

第64回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日時：平成20年2月28日（木） 午後2時から午後3時半まで
- 2 場所：プラザ菜の花 3階 なのはな I・II
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（9名）
伊藤委員、磯村委員、臼田委員、鬼沢委員、古宮委員、
轟木委員、榛沢委員、三浦委員、山下委員
事務局
商工労働部 中島参事
経営支援課 伊東課長、関室長、鈴木副主幹、吉野副主幹、
畠山副主幹、吉井副主幹、古山副主幹

4 開 会：

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日は、第64回審議会の開催をお願いいたしました。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、本日お願いいたします審議案件は、新設の届出に係る審議案件として（仮称）コジマNEW成田店ほか3件の計4件でございます。このほか、既存店に係る変更の届出につきまして手続を進めさせていただき、報告案件としたものが西武津田沼ショッピングセンターほか2件でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- ② 成立要件の確認（審議会運営規程第6条第1項の規定及び県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
- ③ 配付資料の確認
- ④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）
- ⑤ 傍聴人の入室（1名）
- ⑥ 議事録署名人選出（議長が磯村委員と臼田委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 今、簡単な説明がございましたが、本日は新設4件です。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速1番目の(仮称)コジマNEW成田店、説明をよろしくお願ひします。

<事務局> それでは、説明に入ります前に、前回、審議会でご審議いただきました(仮称)ベイシア大網白里店に関する説明の中で、鬼沢委員からご発言のありました廃棄物のリサイクルの箇所で、私の説明のほうで化粧品の材料として再利用するということを申し上げましたけれども、石けんの材料として再利用するの間違いでございました。申しわけございません、おわびして訂正させていただきます。

それでは、今回の審議案件ですが、説明の前に、本日ご審議いただきます案件につきましてOHPをご覧いただきたいと思ひます。(OHP:審議案件図)すべて新設案件で、成田市の(仮称)コジマNEW成田店、続いて市川市の(仮称)エコス市川島尻店、市原市の八幡宿マーケットプレイス、多古町のセイミヤ多古店の合計4件になりますので、よろしくお願ひいたします。

① 審議案件1「(仮称)コジマNEW成田店」について

<事務局説明> それでは、説明に入らせていただきます。名称は(仮称)コジマNEW成田店となります。OHPと審議資料の1ページをあわせてご覧ください。(OHP:広域見取図)

所在地は成田市飯田町で、JR成田線の成田駅から南西に約1.8kmの国道51号沿いに位置しております。建物の設置者は株式会社コジマ、小売業者も家電販売のコジマとなります。敷地の概要ですが、敷地面積は5,146㎡、所有形態は借地で、用途地域は準住居地域、第1種低層

住居専用地域及び準工業地域となっています。建物構造は鉄骨づくり3階建てとなりますが、1階は駐車場等で、2階が店舗となります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成20年4月5日になりますけれども、現状が更地ですので、延びるものと思われま。店舗面積は2,550㎡、営業時間は午前9時から午後10時まで、駐車場の利用可能時間は午前8時30分から午後10時30分までとなります。荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時となっております。

(OHP：周辺見取図)

周辺の環境ですが、計画地は国道51号沿いに位置し、東側は国道を挟み店舗と住居、西側は空き地を挟み住居、南側と北側は事務所及び住居となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、成田市の意見が出されております。これについては後ほど説明します。住民の意見はございませんでした。

2ページをお開きください。(OHP：建物配置図)

駐車場は、指針に基づく必要台数96台を上回る101台の駐車場を確保する計画です。出入口は国道側及び市道側に各1カ所、合計2カ所設け、ともに左折イン、左折アウトとなります。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時等の繁忙期には交通整理員を出入口に配置するほか、看板の設置、路面標示により交通への支障を回避することとしています。

駐輪場は、指針参考値の駐輪台数73台と同数を確保することとしています。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は店舗南側に1カ所設け、施設の面積は71㎡、同時作業可能台数は1台ですが、ピーク時間帯の搬出入車両が1台なので、施設は充足しており、問題ないと思われま。

(OHP：経路設定図)

続いて経路設定についてですが、店舗への誘導は、国道51号千葉方面からの来店に対しては店舗南側の出入口に誘導し、それ以外の方面

からは店舗北側の出入口に誘導します。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、案内看板の設置及び路面標示を行うこととしており、必要な配慮がなされていると認められます。

3 ページをお開きください。

歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入口及び専用通路を設けるほか、通路を白線表示とし、利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、搬入時にパレットを利用した段ボールの減量、過剰包装の防止、レジ袋削減の声かけに加え、事務所内ではメールの活用により用紙の消費を抑制することとしております。

また、リサイクル計画については、家電リサイクル法に基づき収集、処理を行うこととしており、サンプル商品や店頭展示品のリサイクルを進め、段ボール及び発泡スチロールの再資源化、缶、瓶、ペットボトルはリサイクル専門業者に委託してリサイクルを図ることとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

防災・防犯への協力に関してですが、行政からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、従業員の巡回、監視カメラの設置、閉店後は駐車場出入口の閉鎖及び警備会社による機械警備を実施することとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

4 ページをお開きください。騒音については担当から説明します。

<事務局説明> (OHP：予測地点図：等価騒音) もともとはパチンコ店だったところと聞いております。図の道路側が予定地です。店舗予定地の奥は、他社の資材置場や駐車場となると聞いています。予定地は、幹線道路沿いですが、住居に近い地域は第1種低層住居地域がありますので、用途地域を考慮し、騒音の予測地点を設定しています。

(OHP：写真01) お手元の資料の図面4と併せてご覧下さい。上の写真は、国道51号にかかっている歩道橋の上から撮ったもので、画面右は国道と並木交差点で、更地の先に写っている建物は、図の中で事務所兼民家と記載されている建物です。下の写真は、店舗の国道側

の出入口付近から予定地を見たところでは、

（OHP：写真02）国道側の出入口の脇に建っている民家の状況です。国道側の出入口は、今写っている門扉ではなく、もっと民家に近い場所になります。下の写真は、事務所兼民家と記載されている住宅と、市道側の出入口です。一見すごく広い出入口に見えますが、舗装してない部分までが店舗の敷地で、民家に近い舗装してある部分は、他社の資材置場などの出入口です。出入口の正面はガソリンスタンドですが、今、営業はしていないようでした。

（OHP：写真03）こちらは、市道側の出入口付近の状況です。上の写真の左側は営業していないガソリンスタンドです。上の写真の右端がちょうど下の写真の左端ぐらいになります。上の写真に写っている建物が事務所兼民家と記載された住宅で、出入口は、この民家のすぐ脇になりますので、夜間時間帯は使用しないということです。下の写真に写っている門扉は、舗装してある道路の出入口で、今回の店舗の出入口は左側の舗装してないところでは、

（OHP：予測地点図：夜間最大値）店舗は夜10時まで営業いたしますので、設備機器は10時過ぎまで動くものがあり、駐車場も10時半までと、30分ほど夜間時間帯に入ります。駐車場については、夜間時間帯に、北側に民家に車が行かないように、民家に近い駐車枠を夜9時半から利用制限し、車の走路は夜10時から走行制限をかけ、市道側の出入口は10時でゲートを閉じるという制限をかけます。

予測計算結果は、お手元の資料の5ページにまとめております。夜間の最大値について敷地境界で基準を超えてしまう地点があります。室外機などの設備については、敷地境界で基準を超えていても保全対象側では基準を満足します。来客車両走行音については、特に国道側出入口付近は、民家が敷地境界と接しており、保全対象側でも基準を超えますが、大変交通量の多い幹線道路なものですから、環境騒音のほうが高い状況で、騒音の影響は軽微であると認められます。

<事務局説明>（OHP：建物配置図）続いて6ページの廃棄物になります。

廃棄物の保管施設は荷さばき施設の付近に設置することとしてお

り、容量は排出予測量12m³に廃家電等排出予測量5m³を加えた全体予測量17m³を上回る40m³を確保しております。また、廃棄物保管施設の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を週に3回、紙と生ごみについては毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

7ページをお開きください。

緑化計画ですが、成田市緑化推進指導要綱に基づく6%を上回る敷地面積の7%に当たる360m²を緑化する計画としております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗外観について落ちついた色調とし、デザインは奇抜な形状を避け、街並みを損なうことがないように景観に配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

続いて冒頭に申し上げました市町村からの意見になります。

成田市からの意見ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責務として廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等、減量に努めること及び市の許可業者に一般廃棄物を処理委託する場合は分別を徹底し、半透明のごみ袋を使用することとの意見ですが、対応として、店舗を運営するに当たり、パレット納品の徹底、発泡スチロールのリサイクル等、廃棄物の排出抑制、再利用の促進と減量に積極的に努める。一般廃棄物の処理については成田市の許可業者に委託し、廃棄物の分別を徹底し、半透明のごみ袋を使用するとしております。なお、この対応について、成田市は了解済みであるとのことです。また、住民の意見はございませんでした。

最後に8ページの総合判断になりますが、先ほど説明しましたが、3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の設備機器音及び来客車両走行音が敷地境界で基準を上回る地点がありますが、保全対象側で基準以下及び環境騒音のほうが大きいことから、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処

理、街並みづくり等の周辺の生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

また、本日欠席の安井委員から提出された意見の内容ですが、交通問題については、交通渋滞を引き起こすおそれも少なく、適切な協議が関係機関と実施されており、問題はないと判断するとの意見をいただいております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。何かご質問、いかがでしょうか。

<榛澤委員> 1つだけ訂正があるのかなという感じがしたんですが、6ページのところの廃棄物保管施設の容量が40m³となっているんですが、図3のところだと31.9m³となっており違ってまいります。図3の「建物配置図」の上のところに「廃棄物保管施設」として31.9m³と書いてあるんです。

<事務局> 図3の「建物配置図」の廃棄物保管施設1で31.9m³、これに、隣に青いマーカーをしてある部分の廃家電置き場の体積が8.3m³ということで、合計しまして40m³となります。

<伊藤会長> 31.9プラス8.3ということでございます。

お聞きのように、騒音は敷地境界ではオーバーしているんだけど、保全対象のほうではいいんだと。環境騒音が、車両が通行するところであるということで、山下委員のほうからもよろしいと。交通問題も特になしと。鬼沢委員、よろしゅうございますか。

<鬼沢委員> 食品スーパーと違って、ここから出てくるものは商品を包装してあるもの程度だと思いますので、それはお店の努力では減らせない部分でもありますので、仕方がないかなと思います。

<伊藤会長> 容量もたくさんとっていますし、よろしいと。ほかにいかがでしょうか。余り問題なさそうですね。皆さん、特段のご異議がございませんので、県の「意見なし」を承認したいと思います。ありがとうございました。

②審議案件2「(仮称)エコス市川島尻店」について

<伊藤会長> それでは、2つ目に参りましょう。第2番目の案件は(仮称)エコス市川島尻という、私も市川の大学ですけれども、江戸川のところに、ああいう島があるんだそうですね。これは食品スーパーで、割に小ぶりなところが出てくるということですが、お願いいたします。

<事務局説明> それでは、説明に入らせていただきます。こちらも新設案件になりますが、名称は(仮称)エコス市川島尻店となります。OHPと審議資料の1ページをあわせてご覧ください。

(OHP:広域見取図)

所在地は市川市島尻で、地下鉄東西線浦安駅から北西に約1kmの旧江戸川沿いに位置しております。建物の設置者は株式会社エコス、小売業者も食品スーパーのエコスとなります。敷地の概要ですが、敷地面積は4,153㎡、所有形態は借地で、用途地域は第1種住居地域となっております。建物構造は鉄骨づくり一部2階建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成20年4月20日ですが、現状が更地なので、こちらも延びるものと思われれます。店舗面積は1,392㎡、営業時間は午前9時から午後9時45分までで、夜間の営業はございません。駐車場の利用可能時間は午前8時45分から午後10時まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時となっております。

(OHP:周辺見取図) 周辺の環境ですが、OHPをごらんいただきたいと思います。計画地は旧江戸川に沿って位置し、東側は市道を挟み住宅、西側は公園及び河川、南側及び北側は住宅に隣接しております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、市川市から意見が提出されております。これについては後ほど説明いたします。住民の意見はございませんでした。

2ページをお開きください。

(OHP:建物配置図) 駐車場は、指針に基づく必要台数55台を上回る56台の駐車場を確保する計画です。出入口は1カ所設け、左折イ

ン、左折アウトとなります。

また、交通への支障を回避するための方策として、開店時や年末等の繁忙期には交通整理員を出入口に配置するほか、看板の設置、路面標示により交通への支障を回避することとしております。

駐輪場は、市川市の条例に基づき算出した駐輪台数70台と同数を確保することとしており、これは指針参考値を上回っております。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は店舗北側に1カ所設け、施設の面積は78㎡、同時作業可能台数は2台で、ピーク時の搬出入車両の台数は3台ですが、荷さばき処理時間を考慮すると施設は充足しており、問題はないと思われれます。

(OHP：来店経路図) 経路設定については、店舗への誘導は、行徳、浦安駅方面からも、宮前通りから中寄りの通りを経路とし、船塚緑道から店舗へ誘導します。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

3ページをお開きください。

(OHP：建物配置図) 歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入口及び専用通路を設け、カラー表示して歩車分離し、利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、計画的な商品仕入れ、管理により発生量を抑えるとともに、通い箱を利用して段ボールの発生量を抑え、営業活動として、ノーレジ袋デーの実施やレジ袋不要カードの利用推進などを実施することとしております。

また、リサイクル計画については、食品リサイクル法の基本方針に基づき発生の抑制、減量、再利用に努め、魚のあら、廃油、生ごみは飼料、肥料、石けんとして再利用することとしているほか、回収ボックスの設置により、牛乳パック、ペットボトル等の回収を図り、処理

業者によりトイレットペーパー、衣料品等に再生することとしており、店内掲示による消費者へのPRを行うなど、必要な配慮がなされていると認められます。

防災・防犯への協力に関してですが、自治体からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、従業員の定期的巡回、閉店後の駐車場出入口の閉鎖など、適切な配慮がなされていると認められます。

4ページをお開きください。騒音については担当から説明します。

<事務局説明> (OHP：周辺見取図) 先ほどもお話したように、店舗は旧江戸川沿いに立地し、周辺は住宅が多い地域です。店舗の前の道路も、中央車線のない道路で、自動車で遠くから買いつけにくるというよりは、近隣の方が気軽にサンダル履き、または自転車でおいでになるというタイプのスーパーかと思います。夜間の営業とか荷さばきもございません。

(OHP：写真01) 旧江戸川の堤防の上から見た現地の写真です。手前は島尻公園で木立があり、その先の更地が店舗予定地です。予定地の南北に民家が敷地境界ぎりぎりまで建っており、道路を挟んでお向かいも住宅が建っているという状況です。

(OHP：写真02) お手元の資料と図面5と併せてご覧ください。上の写真が北側に隣接する民家です。左の奥に見える橋のような建築物は旧江戸川の水門です。上の写真の右角の民家が下の写真の左角の民家で、この民家の前あたりが荷さばき作業場で、下の写真は荷さばき車両の出入口付近です。

(OHP：写真03) こちらは来客車両の出入口付近と店舗前の市道の状況です。出入口は、下の右の写真の民家のすぐ脇あたりになります。上の写真では、図面でわかるように、店舗前の道路が曲がっているのがわかっていただけるかと思います。下の左の写真は、南側の敷地境界と民家で、駐車場は夜間使わないので、音源はありません。

(OHP：騒音発生源位置図) 夜間営業や荷さばき作業はありませんが、スーパーですので、夜間にも、冷凍機とか室外機が動きます。できるだけ公園側に夜間動く設備を配置します。夜9時45分までの営業なので、駐車場は10時までの利用なのですが、設備はすぐには止めま

せんので、夜10時以降も30分ほど動きます。そのため、夜間動く設備が敷地境界で基準を超えてしまうものがありますが、保全対象の民家側では環境基準以下になります。

総合的な予測・評価については5ページにまとめてあるように、基準を満足します。夜間の最大値は、民家のある側の敷地境界で予測計算しており、給排気口が敷地境界で基準を超過するものがありますが、保全対象側では基準を満足いたしますので、騒音への影響は軽微であると認められます。

ただ、法律の基準を守っているといっても、民家が大変近くにありまますので、市川市のほうから、騒音について苦情が出たら、きちんと対応しなさいよという主旨の意見をいただいております。先ほど見ていただいたように、民家の真ん前で荷さばき作業がありますし、お惣菜とかをお店で作りますので、そのにおいが心配になります。騒音や臭気の苦情が大変起きやすい店舗だろうと思われまますので、市川市に確認しましたら、市意見としては「騒音」と書いていますけれども、環境問題全般について苦情が起きるんじゃないかと心配しているということでした。においについては、大店立地法上の基準はありませんが、法律の趣旨として、「地域の良い生活環境の保持」ということがありますし、騒音も臭気も、それぞれの法律がありまして、そのなかでは、市が指導するという体系になっておりますので、設置者には、騒音に限らず、住民の方から苦情などが出た場合には市の指導に従って真摯に対応してくださいと伝え、そうしますという回答をいただいております。騒音については以上です。

<事務局説明> (OHP：建物配置図) 続いて6ページの廃棄物になります。

廃棄物の保管施設は荷さばき施設の付近に設置することとしており、容量は全体排出予測量6.5m³を上回る34m³を確保しております。また、廃棄物保管施設の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

7ページをお開きください。

緑化計画ですが、市川市環境保全条例に基づき、敷地面積の10%以上を確保する420㎡を緑化する計画としております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗は周辺と調和のとれる形状、色彩とし、周辺に緑地を配置して景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

続いて冒頭に申し上げました市町村からの意見になります。

市川市からの意見ですが、（ア）として、来店者による違法駐車防止及び通行台数の増加による近隣住民の安全確保についての意見ですが、対応として、入退店経路のチラシや店内表示による周知、警備員による誘導により安全確保に努めるとしております。（イ）から（オ）として、廃棄物処理に関する手続、災害支援協定の締結、地域防災への対応、先ほどお話ししました騒音対策についての意見ですが、いずれも適切に対応することとしております。

なお、この対応について、市川市は了解済みであるとのこと。また、住民の意見はございませんでした。

最後に8ページの総合判断ですが、ただいま説明しました3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の給排気口音が敷地境界で基準を上回りますが、保全対象側では基準以下なので、周辺の生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺の生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

また、安井委員から提出された意見の内容ですが、交通問題については、来店台数が少なく、開店による道路への負担もごくわずかであり、問題ないものと判断するとの意見をいただいております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。専門の方にご意見を伺う前に、何かご質問ございましたら。

<臼田委員> 地図を拝見していると、先ほども、この店舗の周りは民家が近くて、騒音とか、あと臭気の心配があるというお話でしたけれども、住民説明会が事前にあったかと思いますが、そこで住民の方々からどんなご意見が出されたのでしょうか。

<伊藤会長> ごもったもな質問でございますが、いかがでしょうか。

<事務局> 住民説明会ですけれども、住民の方の参加は8名という形で行われております。質問内容につきましては、廃棄物処理施設の臭気の問題であるとか建物の高さ、また来店車両の左折イン、左折アウトの徹底、工事用車両の通学路の通過に関する質問、荷さばき車両の出入口の位置、あるいは駐車場の夜間の閉鎖の問題、あと定休日等についても質問が出ております。

この中で、特に廃棄物の臭気に関しての設置者側の回答でございますけれども、廃棄物処理施設については、保管庫にはシャッターがついており、基本的に屋内であるということ、そのシャッターは回収時以外には開放しないということでした。また、生ごみの劣化を防ぐために冷蔵保管を行っているという回答をしております。搬出時には大型のしっかりした容器に入れて搬出を行っているということで、においは外に出ることはないと申しております。例としてエコスの他店での状況を申し上げますと、中で食事ができるぐらい、臭いが気にならないという回答であったそうです。他の建物の高さ、左折イン、左折アウト等の質問に対しましても、適切に回答がなされていたと聞いております。

<伊藤会長> 確かに住宅に非常に接近したところにありますから、気になるんですね。これは川っぺりに持っていけば、よかったのに……。

騒音でございますが、山下先生。

<山下委員> まず、切り欠きがあるでしょう。切り欠きというか、空地かな。それ、大丈夫かな。

<事務局> 資料の図3でいいますと右側が北になります。右上に見える空白は空地で、これは空地のまま残るそうです。

<山下委員> これだけ密集していて、いつまでも残るだろうか。

<事務局> 土地の売買の関係のようで、店舗用にならなかったようで、将来の計画は、わからないんですけども、家が1軒建つほどの広さはないように思えます。大店立地法は届出時点の状況で審査するという事になっていきますので、空地という状況で評価しています。

<山下委員> 距離的に騒音が心配だなと思われるのはその点と、それからもう1つは、環境省でも悪臭と騒音は同じ部屋に机を並べているね。大気生活環境室。そうすると、においを追い出す意味で住宅側に換気ファン、扇風機がつくんですよね。扇風機というのは、つけたときは静かなんですよ。ところが、鎧戸か何かがあって、これが数年すると、がちがち音を出しまして、それに対応できるように、ちゃんとお行儀よくさせなさいよと一言、言っておいていただければと思います。扇風機自身は一生懸命静かにしようとしている。ところが、使っている側は油だらけになってみたり、ねじが緩んでみたり、いろんなトラブルが出て結構やかましくなってくるので、その辺も視野に入れておいていただければと思いますので、ご指導いただきたく思います。

以上です。

<伊藤会長> 確かに共鳴を起こしたりして、うるさい。

<山下委員> あれ、ビービー、何ですかね。

<事務局> 店舗側も考えて、お惣菜などを作るのは、油物もありますし、川沿いに作業室を置き、店舗に近い作業室は野菜などのナマ物系として、必要な時以外は換気扇を動かさないようにするそうです。ただ、騒音の予測計算するときには、ずっと使い続けたとして計算させています。ご指摘のように、経年劣化というものは必ず起きますので、そういうことも含めて騒音や臭いについて、立地法は守っている、基準は守っている、ではなくて、市にやれと言われたら、市が納得するまで対応するという事です。事業者のほうも、ご近所相手のスーパーですので、ご近所ともめてしまうと商売にならないということもあり、きちんとやりますという回答を得ています。

<山下委員> よろしくお願ひします。

<伊藤会長> 鬼沢委員、冷却すると、お弁当がそばで食べられるぐらい、にお

いに出ないんですか。

<鬼沢委員> 生ごみは冷凍しておけば、においは出ないんですけれども、別のことでちょっとあるんですが、食品リサイクル法に関してはかなり細かく計画なされているんですけれども、こちらは容器包装に対しての減量がマイバッグのことしか書いてないんですね。ほかもほとんどそうなんですけれども、容器包装の減量というか、リデュースの部分って、実は食品関係のスーパーって、できることはもっとたくさんあるんです。書いてないというのは多分余り考えてないんじゃないかなと思うんですけれども、消費者に一番関係のある部分ですので、ばら売りをするとか、不要なトレイは使わないとか、過剰な包装をしないとかいったところがもっと計画の中に具体的に出てきてほしいなと思います。

<伊藤会長> それは伝えていただきたい。

<事務局> 設置者のほうに伝えるようにしたいと思います。

<伊藤会長> ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。交通問題については、安井委員のほうからは。

<事務局> 問題ないということで了解いただいております。

<伊藤会長> 学童の通学路だから気をつけろと、市のほうから出ていますか。これは特に通学には関係ないようですね。

<事務局> 店舗前道路等につきましては、通学路ではないと聞いております。

<伊藤会長> 近隣型のスーパーですから、遠くから車で来ない、店舗面積も余り大きくないということで、自転車が多いだろうという予想でございますけれども、それでも車を使う人も結構あると思います。安井委員のほうからは特に問題なしということで、もし皆さん、特段のご意見がなければ、ただいまお伝えしてほしいということが2つございましたので、よろしく先方にお伝えください。それでは、この2番目の案件も、それ以上の異議はないということで、県の「意見なし」を承認したいと思います。

③ 審議案件3「八幡宿マーケットプレイス」について

<伊藤会長> それでは、3番目に参ります。これもスーパーで、八幡宿マーケットプレイスというところで2,800㎡弱の店舗面積です。市原ですね。お願いいたします。

<事務局説明> それでは、続いても新設案件になりますが、名称は八幡宿マーケットプレイスとなります。OHPと資料の1ページをあわせてご覧ください。

(OHP：広域見取図) 所在地は市原市海岸通で、JR内房線八幡宿駅から西に約500mの八幡運河沿いに位置しており、平成17年3月に撤退したイトーヨーカ堂の跡地になります。建物の設置者は株式会社長谷工コーポレーション、小売業者は食品スーパーの尾張屋、ドラッグのセイジョー及び100円ショップの大創産業となります。敷地の概要ですが、敷地面積は6,176㎡、所有形態は自己所有で、用途地域は第2種住居地域となっています。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成20年4月15日、店舗面積は2,775㎡、営業時間は午前9時半から午後8時までで、夜間の営業はございません。駐車場の利用可能時間は午前8時から午後9時まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時となっています。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、計画地は八幡宿駅から西に500mに位置し、東側はトイザラス市原店、西側はマンションを建設中、南側はマンションと駐車場、北側は八幡運河を挟み店舗となります。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにございませんでした。

2ページをお開きください。

(OHP：建物配置図) 駐車場は、指針に基づく必要台数107台を上回る180台の駐車場を確保する計画です。店舗の前面と屋上になります。出入口は、屋上駐車場への入口が公道に面していることから3カ所となり、店舗西側が入口専用で、交通量の問題がないことから右折イン

を認めております。店舗南側は出口専用で左折アウトとなります。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時等の繁忙期には交通整理員を出入口に配置するほか、案内看板の設置、路面標示により交通への支障を回避することとしています。駐輪場は店舗前面に設け、指針参考値の駐輪台数80台と同数を確保することとしています。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は、店舗前面及び東側に各1カ所設け、施設の合計面積は181㎡、同時作業可能台数は2台となり、ピーク時の搬出入車両の台数は5台ですが、荷さばき処理時間を考慮すると施設は充足しており、問題ないものと思われま。

(OHP：経路設定図) 次に、経路設定についてですが、店舗への誘導は、千葉方面からの来店は八幡運動公園わきの交差点を右折、五井方面からは上八幡公園に面した三差路を左折させ、店舗西側の入口に誘導します。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

3 ページをお開きください。

(OHP：建物配置図) 歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入口及び専用通路を設けるほか、通路をカラー表示とし、利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、折りたたみ式コンテナ、リターナブルコンテナの使用により段ボール等の発生量を抑え、営業活動として過剰包装の縮減やレジ袋削減の声かけ、ばら売りの推進などを実施することとしております。

また、リサイクル計画については、食品リサイクル法の基本方針に基づき発生抑制、減量、再利用に努め、魚類、肉類加工後の残物を肥料、飼料、化粧品等の材料として再利用することとしているほか、

ペットボトル、アルミ缶等は回収ボックスを設置して回収し、リサイクルに努めることとしており、店内ポスターによる消費者へのPRを行うなど、必要な配慮がなされていると認められます。

防災・防犯への協力に関してですが、行政からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、従業員の巡回警備、閉店後の駐車場出入口の閉鎖及び夜間の警備会社委託など、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明します。

<事務局説明> (OHP：周辺見取図) 以前は、「八幡宿ショッピングセンター」と言って、「トイザラス」という玩具店と「イトーヨーカ堂」があったところです。その後ヨーカ堂が撤退し、「トイザラス」だけが残し、ヨーカ堂部分がマンションとスーパーに再開発されたという経緯があります。マンションとスーパーは、同じ設置者が同時に開発しています。北西側は八幡運河という、かなり広い運河です。

(OHP：写真01) これは隣の「トイザラス」の屋上の駐車場から撮った予定地です。現在更地で、上の写真の左側、それから、下の写真だと、真っ正面が建設中のマンションです。写真の右側が八幡運河です。下の写真の左側は、資料では駐車場と書いてあるところで、マンションのモデルルームが置いてあります。左の隅に写っているのは、店舗の南側、道路を挟んで立地するマンションです。

(OHP：写真02) それから、店舗の前の道路で、上の写真は、建設中マンションと西側の敷地境界です。下の写真の右側の青い建物が「トイザラス」という、おもちゃ屋さんです。

(OHP：写真03) これも店舗前の道路です。上の写真の左には、大々的に販売中の市原市最大のマンション建設中という看板があり、看板のちょうど切れたところから店舗の敷地が始まって、市道を挟んでマンションが建っています。上の写真の右端は上八幡公園です。下の写真は、逆に「トイザラス」のほうから見たところすけれども、店舗前のマンションが左側に写っていて、真っ正面にあるのはNTTです。ちょうど白い幕のあたりぐらいに出入口ができます。

(OHP：1階騒音発生源) 夜間の営業はありませんが、スーパーですので、夜間動く冷凍機とかの設備があります。西隣にマンション建設中、南側もマンションですから、まず設備の配置に気をつけています。それから、騒音の予測に関しては、高さ方向についても計算しています。屋上に駐車場を置きますので、駐車場への斜路と、屋上駐車場の周囲は、腰壁を置いて、車の光とか音が影響しないようには配慮します。腰壁の効果は、騒音の予測計算には使っていません。設置者は同時にマンションを造っていますので、マンションの立体駐車場棟を音源に近い側につくりまして、住宅棟は道路に近い側にし、住居までの距離を取り、一体開発ならではの工夫をしています。

総合的な騒音の予測、それから夜間の最大値とも、基準をすべて満足しておりまして、適切な対応はとられていると認められます。

以上です。

<事務局説明> (OHP：建物配置図) 続いて6ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は店舗の西側に設置することとしており、容量は全体排出予測量13m³を上回る23m³を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

緑化計画ですが、都市計画法の規定に該当せず、48m²を緑化する計画としております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗は平屋建てで、周辺の街並みと調和のとれたデザイン及び色彩とするほか、定期的に店舗周辺の清掃を行うこととしており、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

7ページをお開きください。

次に、市町村及び住民等からの意見になりますが、ともにございませんでした。

最後に8ページの総合判断ですが、1の駐車・駐輪需要、3の騒音の予測・評価、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり

等の周辺の生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

次に、安井委員から提出された意見の内容ですが、交通問題については、調査資料により、特に渋滞を生じることもなく、関係機関との協議も詳細に実施されており、問題ないものと判断するとの意見をいただいております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> 山下先生、ここは音のほうは。

<山下委員> マンションというのは高層というか、結構姿勢が高い。駐車場を見おろすことができるでしょう。高さ方向をやったと言われていたけれども、それを計算されたんですか。窓面だかベランダだか知らないけれども、結構高さがあるのかな。

<事務局> 駐車場の真横の高さで大体6 mぐらいだそうなので、受音点側もそれ高さで計算しています。

<山下委員> もっと上にも。

<事務局> 上にも住居はありますけれども、遮音壁を計算にいれていないので、音源高さの真横が音のレベルが一番大きいところになります。

<山下委員> 距離的に一番近い。上のほうは問題なしですか。

<事務局> はい。マンションの立体駐車場のほうが店舗の建物よりも高層になる予定だそうですので、遮られて、西側のマンションの住居には、そんなには届かないのかなと思います。駐車場は夜間には使いませんし、夜間動くのは、屋上の立体駐車場側にある設備だけなので、住居まで距離があり、基準は守れたということかと思います。

<山下委員> ありがとうございます。

<伊藤会長> 鬼沢委員、廃棄物のほうはいかがでしょう。

<鬼沢委員> こちらは割と減量化の計画が細かくうたわれていて、よろしいんじゃないかなと思います。

<伊藤会長> リサイクルの対応が割に細かく書いてありますよね。交通問題を含めまして、よろしかろうというのがご専門の方の意見ですが、ほか

に他の委員のご意見、ご質問がございましたら。もし特段なければ、県の「意見なし」を承認したいと思います。ありがとうございます。

④ 審議案件4「セイミヤ多古店」について

<伊藤会長> それでは、4つ目、最後の案件になりますが、セイミヤ多古店、これは業種が食品関連のところでございます。ご説明をお願いします。

<事務局説明> 続いても新設案件になりますが、名称はセイミヤ多古店となります。OHPと審議資料の1ページをあわせてご覧ください。

(OHP：広域見取図) 所在地は香取郡多古町で、多古町役場の東約700mの栗山川沿いに位置しております。建物の設置者は株式会社セイミヤ、小売業者も食品スーパーのセイミヤとなります。敷地の概要ですが、敷地面積は2万37㎡、所有形態は借地で、用途地域は非線引無指定地域となっています。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成20年5月4日、店舗面積は2,635㎡、営業時間は午前9時から午後10時まで、駐車場の利用可能時間は午前8時45分から午後10時15分までとなります。荷さばき可能時間帯は午前6時から翌午前6時となっています。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、計画地は多古町の栗山川沿いに位置し、東側は河川、西側は農地、南側は町道を挟み農地、北側は町道を挟み病院と農地となります。病院以外は、周りは田んぼという地域となります。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、多古町から意見が提出されております。これについては後ほど説明します。住民の意見はございませんでした。

2ページをお開きください。

(OHP：建物配置図) 駐車場は、店舗敷地に137台と、町道を挟んだ

隣地に125台の合計262台の駐車場を確保する計画です。これは指針に基づく必要台数115台を上回っております。出入口は5カ所設け、店舗と隣地駐車場の間の町道は交通量が少なく、北方向は出入りを制限することから、この町道に面した出入口は右折イン、アウトを認めております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時及び繁忙期に交通整理員を配置するほか、案内看板の設置、路面標示することにより交通への支障を回避することとしています。

駐輪場になりますが、指針参考値の駐輪台数76台を上回る115台分を確保することとしております。これらのことから、駐車・駐輪需要は充足していると認められます。

荷さばき施設は店舗東側及び店舗前面に各1カ所設け、それぞれ昼間、夜間専用で使用します。施設の面積は合計228㎡、同時作業可能台数は、店舗東側が3台、店舗前面は1台となり、店舗東側のピーク時の搬出入車両台数は5台、店舗前面は1台となりますが、昼夜ともに搬出上台数及び荷さばき処理時間を考慮すると施設は充足しており、問題はないと思われれます。

(OHP：経路設定図) 経路設定についてですが、店舗への誘導は、八日市場方面からの来店に対しては国道296号線から栗山川沿いの県道74号線を経由し、店舗前面の丁字路から駐車場に誘導します。それ以外の方面からの来店者は、町役場方面から左折インでの入場となります。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、誘導経路上に案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされると認められます。

3ページをお開きください。

歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入口及び専用通路を設け、カラー表示することにより利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、計画的な仕入れ、販売管理による発生

量の抑制、リターナブルコンテナの利用による段ボールの減量、食品トレイを使用しないばら売り販売、お買い物袋持参運動やレジ袋削減の呼びかけ等により減量に努めることとしております。

リサイクル計画については、食品リサイクル法の基本方針に基づき発生の抑制、減量、再利用に努め、魚のあら、廃油は専門業者に委託し、飼料、発電燃料、石けん等にリサイクルするとしており、牛乳パックは製紙原料に、食品トレイ等はエコベンチ等にリサイクルし、自社においても使用するとともに、店内表示によりPRすることとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

4 ページをお開きください。

防災・防犯への協力に関してですが、防災について、自治体からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、従業員の定期的巡回、閉店後の駐車場出入口の閉鎖、センサーの設置など、適切な配慮がなされていると認められます。

騒音については担当から説明します。

<事務局説明> (OHP：周辺図) 先ほど見ていただいたように、店舗は栗山川に面しており、周辺に民家はございません。ただし、国保多古中央病院というのが隣接しております。こちらは、22時までの営業ですので、15分ほどですが、夜間時間帯にかかる駐車場の利用がありますし、スーパーですので、夜間の動く設備もありますし、何よりも夜間の荷さばき作業がございます。

(OHP：写真01) お手元の資料の図面2を併せてご覧ください。写真は、栗山川にかかる橋のたもとあたりから撮ったもので、画面の右側が栗山川になります。この更地が店舗予定地で、車は工事の車です。上の写真の中央が多古中央病院で、下の写真は、拡大したものです。

(OHP：写真02) これは、敷地境界の状況です。上の写真は、先ほど見ていただいた工事用の車があるところ、店舗の南側敷地境界で、この道を真っすぐ行くと多古町役場に行きます。歩道と水路があり、保全対象側は地図で見ていただいたように田んぼというか、農地

です。下の写真は、東側の敷地境界で、右から栗山川の堤防があり、未舗装の道路、水路があり、敷地境界という状況です。

（OHP：写真03）今度は西側と北側の敷地境界の状況です。上の写真は、病院の駐輪場から撮ったもので、左側から駐輪場と水路、未舗装道路があります。西側の敷地境界は、緑の幕のところで、西側の隣接地も、農地です。下の写真は、北側敷地境界です。右は、病院の敷地が途切れるあたりから栗山川方向を見ているところで、画面右側は店舗の工事をしている予定地です。北側敷地境界から保全側は農地です。写真の左側は病院の敷地境界付近の状況で、保全側は、やはり農地で、近所に家がないという状況を見ていただきました。

（OHP：騒音発生源位置図）店舗自体の用途地域は無指定ですが、病院が、第1種住居地域ですので、店舗についても、ちょっと厳しいですが、病院と同様の基準で評価しています。

それから、騒音規制法の規定で、病院の敷地境界から周囲50mの地域は規制基準からマイナス5dBするということになっておりますので、基準として、病院に近い側は40dBという、規制基準の中で一番厳しい数値で評価しています。

それから、荷さばき施設を夜には換えます。昼間の時間帯の荷さばき作業は荷さばき施設1でやるんですけども、夜間の荷さばき作業については、店舗の前で行うという計画です。こうすることで、店舗自体が1つの遮音壁になって、音が小さくなるということです。

総合的な予測・評価については、基準を満足しますが、夜間の時間帯、ごくわずかな時間ですが、駐車場を使いますので、夜間最大値の来客車両の基準は敷地境界、出入口のところで超過します。それから、荷さばき車両についても出入口で超過します。それから、来客車両が駐車場の敷地境界に近い側を通りますと、南側と西側の敷地境界で基準を超過しますが、現在田んぼで、民家がありませんので、騒音の影響は軽微であろうという判断をしています。

病院がありますので、夜間に発生する音について特に心配しました。設備の音で、敷地境界で超える音がありますが、保全対象の病院

では基準以下となりました。夜間の荷さばきの音は、店舗前で荷さばき作業をしますので、大丈夫でした。それから、夜間、荷さばき車両走行音も敷地境界では基準を超過しますが、保全対象である病院側では基準以下になり、騒音の影響は軽微であると認められます。

後でも説明しますが、多古町から、病院が大変近いので、騒音については特に気をつけてくださいという意見をいただいております。設置者としても、荷さばき場所を夜間は店舗前にするなどの配慮をしていますが、建物の影に隠れているとはいっても、病院のほうが店舗建物より高さがありますので、建物の影にならない高さでも影響がないことも確認しました。町の意見に対して、設置者としては、苦情とまでは言わなくても、病院のほうから何かお申し出があれば真摯に対応するという事を申しております。

騒音については以上です。

<事務局説明> (OHP：建物配置図) 続いて6ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は荷さばき施設の付近に設置することとしており、容量は全体排出予測量 12.4m^3 を上回る 53m^3 を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

緑化計画についてですが、都市計画法に基づく敷地面積の3%を上回る $1,310\text{m}^2$ を緑化する計画としております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗外壁を落ちついたアイボリーとし、周辺に緑地を配置するなど、景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

7ページをお開きください。

続いて冒頭に申し上げました市町村からの意見になります。多古町からの意見ですが、(ア)として、廃棄物の減量化及びリサイクルに努めることとの意見ですが、対応として、段ボール等資源ごみのリサイクルを図るとともに、商品販売時の過剰包装をできる限り避けるなど、廃棄物の減量化に努めるとしております。(イ)から(エ)として、防災対策への協力、騒音の防止、景観の保全についての意見です

が、いずれについても適切に対応するとしております。なお、この対応について、多古町は了解済みであるとのこと。また、住民の意見はございませんでした。

最後に8ページの総合判断ですが、今説明をいたしました、3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の室外機音、来客車両走行音及び荷さばき車両走行音が敷地境界で基準を上回りますが、保全対象側では保全対象がない、または基準以下なので、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

また、安井委員から提出された意見の内容ですが、交通問題については、交通量の極めて少ない地域であり、関係機関との協議も実施されており、問題はないものと判断するとの意見をいただいております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> この案件、いかがでしょうか。ご質問ございましたら。田んぼの中で、ただ、病院がある。しかも、夜だけ、15分ぐらいということ。山下先生、これはようございますか。

<山下委員> 今、図面を詳しく拝見してはいたんですけども、病院が何mか、ちょっと小さい字で見えないんですけども、土盛りしてあるんだろうか。ちょっと地面高さのレベルが違うわな。病院の高さは地べたの高さかな。写真でもよくわからなかったんですけども、ちょいと高くなっている。

<事務局> 建物高さは17mだそうです。

<山下委員> 地べたが。

<事務局> 地上から17mの高さです。

<山下委員> 地べたが結構高くなっている。どれくらい上がっているんです

か。

<事務局> 地上水平面の高さの差までは考慮していませんでした。

<山下委員> 高さが違いますので、大分騒音的には有利なというか、ありがたい条件であろうかと思います。あと、何もないからね。びっくりするのはピーナッツぐらいなものじゃないかね（笑）。

<事務局> この案件に限らないのですけれども、店舗が動きだしてみなくてはわからない部分があります。ここはほかに何もないところですので。

<山下委員> 病院との境目というのは完全に店舗敷地に接しているわけ？ 道路も何もないですね。

<事務局> （OHP：写真03）未舗装の道路と、水路がありまして、病院側も先ほど話したように、店舗の地面高さよりも土地が高くなっています。店舗に近いほうは、病院の駐輪場や駐車場、緑地があって、病院本体の建物があるという配置です。

<山下委員> 写真だと、真正面にでーんと構えていたので、びっくりしたんだけれども、そうではないですね。

<事務局> 周りに何もないものですから、すごく近く見えます。

<山下委員> ありがとうございます。特に騒音のほうは問題ないと思います。

<伊藤会長> 病院も大分離れているそうですから。見た目よりも距離があると。

廃棄物はいかがでしょう。よろしゅうございますか。

<鬼沢委員> こちらも減量計画を割と細かくいろいろ計画されていますので、よろしいかと思います。

<伊藤会長> はいかがでしょう。ほかの委員の方で、もしお気づきとか気になる点がございましたら、何なりと。交通問題も、ここは交通量がごくわずかだということで、よろしいという意見を安井委員からいただきました。特段のご異議がなければ、県の「意見なし」を妥当といたしたいと思います。

以上4件、きょうは県の「意見なし」をすべて了承いたしました。

○議題（２）変更の届出に対する県意見の報告については次のとおりであった。

<伊藤会長> 以上で本日予定した議題は終了いたしますが、審議会の委員の方は、あと報告事項とか、若干いろいろなことがございます。報告案件だけは、その前にほんの一、二分で。

<事務局> それでは、報告案件になります。お手元の資料の「報告案件一覧表」をごらんいただきたいと思います。３件でございますが、簡単に概要を説明させていただきます。１件目の西武津田沼ショッピングセンターですが、こちらは津田沼駅前のパルコになります。1,000㎡以上の増床案件になりますけれども、パルコの中で、従来は銀行が出店していた部分を小売店舗に変更するという変更で、店舗面積以外の届出事項に変更がないことから、建物外部への影響はないものと認められます。ほかに営業時間及び荷さばき時間等の変更が１件、閉店時間等の変更が１件でございます。この２件とも騒音等、変更による周辺環境に及ぼす影響は軽微であると認められ、また、すべての案件で市町村及び住民等の意見はございませんでした。以上の点から、内容について施設の配置及び運営方法は適正に配慮されていると認められるため、県の「意見なし」として決定した旨、通知をいたしました。

報告案件は以上でございます。

○議題（３）その他については、次のとおりであった。

配布資料（届出状況一覧）の補足説明と来年度開催の日程確認（第６５回千葉県大規模小売店舗立地審議会５月２０日（火）午後２時から）を行った。

6 閉 会：午後３時３８分

以上